

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 441

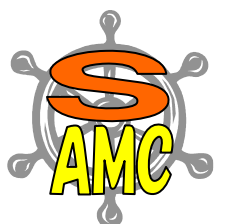
2024年 1 月号 JANUARY



今月のお知らせ

法定調書合計表・給与支払報告書・償却資産
申告書の提出期限 1/31（水）まで

- ✂ 税制は簡素に
- ✂ 令和6年から電子取引データの保存義務化
- ✂ 今年はこんな年



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

税制は簡素に



新年おめでとうございます。

昨年の漢字は「税」でした。まさに私たちの関心事「インボイス」にも関係する、適切な一字と言えます。

ところで、伝え聞くところ、企業の経理担当者が職をやめるケースが続出しているそうです。原因はあまりにも細かいインボイス制度の仕組みのためとか。そのための残業が重なって会社の人件費も増加の一途で、休みも取れないと頭を抱えています。

私たち税の専門家も、神経をすり減らす細かい規定の上に、短期間のうちに取り扱いが目まぐるしく変わること、ついていくのに精一杯の状態です。まして一般の納税者にインボイス制度の細部までの理解を求めるのはどうてい無理な話です。

インボイス制度は、「消費税をもらいながら、その納税をしない」免税業者に正しく課税するためと言われます。それは表向きのこじつけで、真の狙いは今後の「消費税率アップ」にあります。

消費税率を上げるには大変な政治的エネルギーが必要です。今後税率を上げる場合は、生活必需品を下げるなどして、反対を抑えにかかります。そうなれば消費税率は現在基本 10%で単一ですが、その場面では税率が複数にならざるを得ません。

複数税率になれば現在の帳簿方式の税額計算では限界があり、そこに必要なのがインボイスです。税率が何種類あっても、インボイス面に消費税額の総計さえ記入しておきさえすれば、納めるべき消費税の税額計算が可能です。

今回のインボイス制度導入で免税業者から上がる消費税額は 2 千 4 百億円、それに対し全体の消費税額は 1% 上げるごとに 2 兆 5 千億円から 3 兆円にもなります。

のどから手の出るほど欲しい税収のためには、どうにかしてインボイス制度を定着させたいとの狙いは明らかです。

納税者を悩ませ、税理士事務所の仕事を格段に増加させるインボイス制度。昔から言われ続けてきた「税制は公平・中立・簡素で、その仕組みはできるだけ簡易なものとし、納税者が理解しやすいものとする」という原則に真っ向から反するのがインボイス制度です。

これからインボイス制度や電子取引データ保存が本格化しくことが予想されますが、嶋会計センターは皆様が安心して経営に専念できますようスタッフ一同、全力でサポートしてまいります。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

2024年1月

税理士 嶋 賢治

令和6年から電子取引データの保存義務化



令和6年よりすべての事業者が電子取引データの保存義務化の対象となりますが、「そもそもどう対応すればよいのかイマイチよく分からない」という方も多くいらっしゃるかと思います。

事業の規模や猶予措置により電子取引データ保存の要件は異なりますが、「ダウンロードの求め」に応じることが条件となりますので、まずは電子取引データを消去しないように心がけましょう。

保存すべき電子取引データとは

- 電子メール等で受け取った請求書・領収書・契約書・見積書など
- インターネット上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報（購入サイトのスクリーンショットなどによる保存も可）
- インターネットバンキングで振り込んだ際の振込画面に表示される年月日・取引先名・金額（スクリーンショットやPDFで保存も可）

どのように保存すべきか

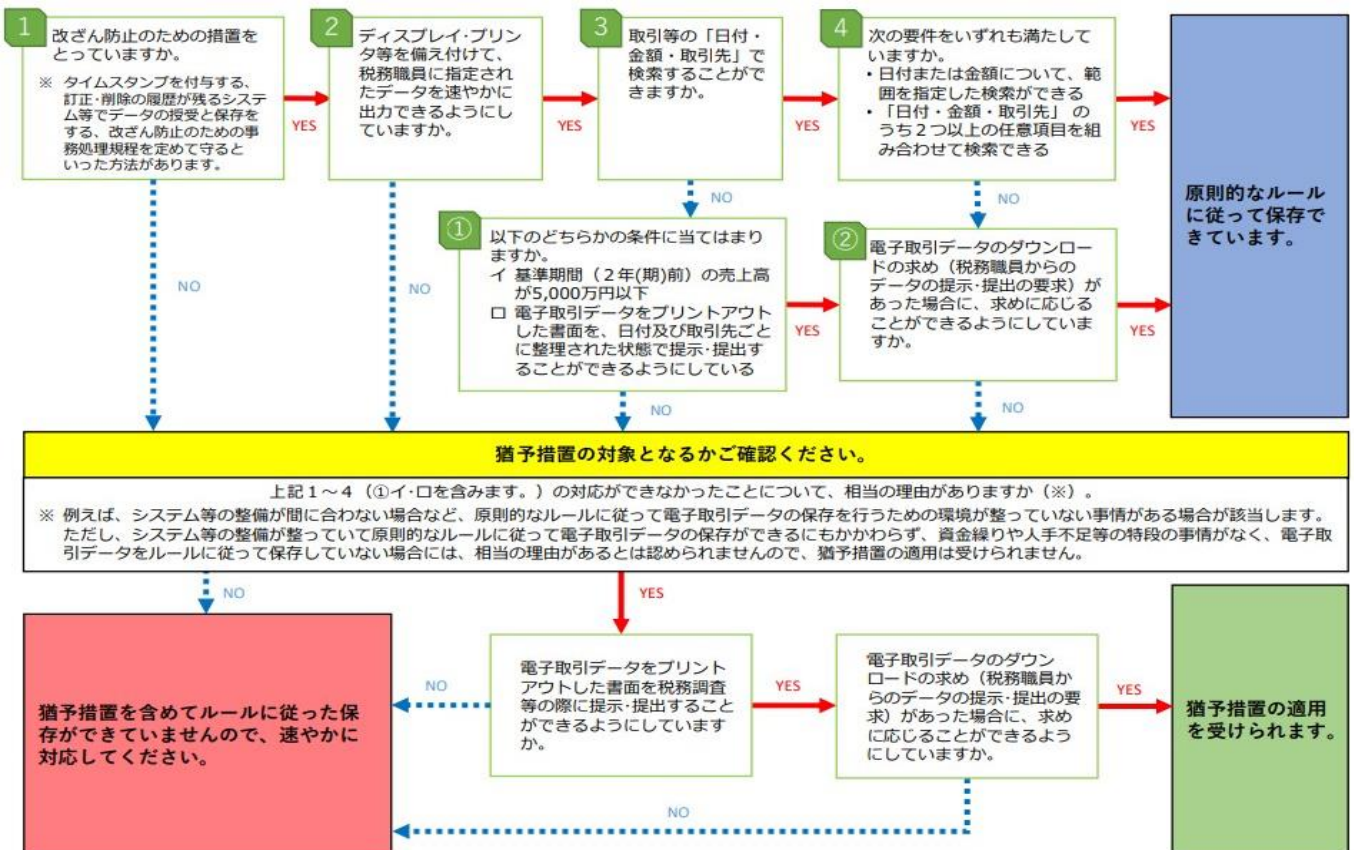
原則	要件緩和
① タイムスタンプ等により改ざん防止のための措置をとる	「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」ことでタイムスタンプ等は不要 ※事務処理規程は国税庁ホームページに規程のサンプルがありますのでご活用ください。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaihaku/sonota/jirei/0021006-031.htm
② 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする	基準期間（前々期）の売上高（※）が5,000万円以下の事業者は「ダウンロードの求め」に対応できる場合は検索機能は不要 ※「売上高」とは 個人事業の場合…家事消費やその他収入を含まない売上高 法人の場合…営業外収益や特別利益を含まない売上高
③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける	なし

猶予措置あり

資金繰りや人手不足等の理由により対応することができなかった場合は猶予措置があります。

電子取引データをプリントアウトした書面を保存し、税務調査等の際に提示・提出し、「ダウンロードの求め」に応じることができるようであれば上記の①と②は不要となります。

電子取引データのフローチャート





今年はこんな年



1月	<ul style="list-style-type: none"> 新しい少額投資非課税制度（NISA）が開始（1日） 大学入学共通テスト（13日～14日） 阪神大震災発生から29年（17日） 2023年下半期の芥川賞・直木賞発表（17日） 通常国会招集（月内） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 長崎ランタンフェスティバル（9日～25日） 確定申告開始（2月16日～3月15日） サッカーJリーグ開幕（23日） ロシアのウクライナ侵攻開始から2年（24日） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災から13年（11日） 世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルスのパンデミック宣言から4年（11日） 選抜高校野球大会（18日～30日） プロ野球開幕（29日） 2024年度予算案成立（月内） 公示地価発表（月内） 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> トラック運転手や建設業従事者、医師の時間外労働に上限規制を適用（1日） 熊本地震から8年（14日） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> 世界パラ陸上が神戸ユニバー記念競技場で開催（17日～25日） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 雲仙・普賢岳大火砕流から33年（3日） G7首脳会議（13日～15日、イタリア・プーリア州） 沖縄全戦没者追悼式（23日、糸満市） 通常国会会期末（月内） 1人あたり4万円の所得税・住民税の定額減税実施（月内） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 新紙幣発行（3日） 西日本豪雨から6年（6日） 安倍晋三元首相銃撃事件から2年（8日） 北大西洋条約機構（NATO）首脳会議（9日～11日、アメリカ・ワシントン） 2024年上半期の芥川賞・直木賞発表（17日） パリ五輪開幕（26日～8月11日） 路線価発表（月内） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 原爆慰霊・平和祈念式典（広島6日、長崎9日） 全国高校野球選手権大会（8月上旬開幕） 79回目の終戦記念日、全国戦没者追悼式（15日） パリ・パラリンピック開幕（28日～9月8日） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震から6年（6日） 基準地価発表（月内） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 従業員51人以上の事業所に厚生年金加入義務化（1日） SAGA2024国民スポーツ大会（10月5日～15日）、全国障害者スポーツ大会（26日～28日） 長崎くんち（7日～9日） ノーベル賞受賞者の発表（上旬） 長崎スタジアムシティ開業（14日） プロ野球日本シリーズ開幕（26日） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ大統領選挙（5日） 第29回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP29）（11日、アゼルバイジャン・バクー） 20カ国・地域（G20）首脳会議（18日、ブラジル・リオデジャネイロ） アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議（月内、ペルー） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ユーキャン新語・流行語大賞発表（1日） 健康保険証の新規発行を停止（2日） ノーベル賞授賞式（上旬） 2025年度税制改正大綱取りまとめ（月内） 	